

# 新 旧 対 照 表

(新)	(旧)
<p data-bbox="280 288 900 320">高知県農業労働力確保対策事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="168 365 488 397">第1条～第16条 (省略)</p> <p data-bbox="168 442 226 474">附則</p> <p data-bbox="168 480 320 512">1 (省略)</p> <p data-bbox="168 518 1113 665">2 この要綱は、令和7年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1号から第3号まで、第10条第3項、第11条から第13条まで及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="194 671 253 703">附則</p> <p data-bbox="194 710 1113 742"><u>この要綱は、令和6年4月9日から施行し、同年4月1日から適用する。</u></p> <p data-bbox="168 783 797 815">別表第1 (第2条、第3条、第5条、第8条関係)</p>	<p data-bbox="1236 288 1856 320">高知県農業労働力確保対策事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1128 365 1449 397">第1条～第16条 (省略)</p> <p data-bbox="1128 442 1187 474">附則</p> <p data-bbox="1128 480 1281 512">1 (省略)</p> <p data-bbox="1128 518 2065 665">2 この要綱は、令和6年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1号から第3号まで、第10条第3項、第11条から第13条まで及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="1196 671 1276 703">(追加)</p> <p data-bbox="1128 783 1753 815">別表第1 (第2条、第3条、第5条、第8条関係)</p>

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第8条関係)

補助事業の内容及び補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率
<p>(1) 潜在的な労働力を掘り起こすために実施する農作業体験や履農ツアー、ローテーションの開催、アグリバイター募集広告の作成（インターネット等への掲載を含む。）及び外国人材の円滑な受入れのための送り出し国調査等の取組に要する経費</p> <p>(2) 県内外から援農者や外国人材を受け入れるために実施する空き家の改修（トイレの水洗化、シャワー・エアコンの設置等（市町村、JAが所有又は長期間借り受けるものに限る。）、農作業現場への送迎（長寄り駅及び宿泊施設等から現地まで）、農作業現場の施設の充実（簡易トイレ、休憩所等の設置）に要する経費及び県外の農家を受け入れるために行う民間施設に要する経費</p> <p>(3) 緊急時及び農繁期に農業者の農作業を請け負うサポーター隊の設置に要する経費*2及び市町村をまたぐ移動に要する経費</p> <p>(4) JA集出荷場の作業効率、労働生産性を高める取組（「トヨタカイゼン方式」の導入等）に要する経費</p> <p>(5) JA域的なネットワークの促進、農産連携の推進のためのJA無料職業紹介所への専任職員の配置や、研修会の開催、研修への参加及び先進事例調査の実施等による職員のスキルアップの取組に要する経費</p> <p>需用費、旅費、謝金、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金 修繕費（空き家の改修に限る。）、備品購入費（空き家の改修に限る。） 給料等</p>	市町村 JA JA出資法人	市町村 JA JA出資法人等*1	2分の1以内  ただし、「空き家の改修」は3分の1以内 (上限100万円)

\*1：事業実施主体の「等」とは、JAや市町村等で構成する規約や会計規則等を有する協議会。  
\*2：事業実施主体が新たに雇用するサポーター隊の従事者に対する給料等。  
サポーター隊員に支払う日当及び農作業の委託料金の差額について、2分の1以内で補助する。

田

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第8条関係)

補助事業の内容及び補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率
<p>(1) 潜在的な労働力を掘り起こすために実施する農作業体験や履農ツアー、ローテーションの開催、アグリバイター募集広告の作成（インターネット等への掲載を含む。）及び外国人材の円滑な受入れのための送り出し国調査等の取組に要する経費</p> <p>(2) 県内外から援農者や外国人材を受け入れるために実施する空き家の改修（トイレの水洗化、シャワー・エアコンの設置等（市町村、JAが所有又は長期間借り受けるものに限る。）、農作業現場への送迎（長寄り駅及び宿泊施設等から現地まで）、農作業現場の施設の充実（簡易トイレ、休憩所等の設置）に要する経費</p> <p>(3) 緊急時及び農繁期に農業者の農作業を請け負うサポーター隊の設置に要する経費*2及び市町村をまたぐ移動に要する経費</p> <p>(4) JA集出荷場の作業効率、労働生産性を高める取組（「トヨタカイゼン方式」の導入等）に要する経費</p> <p>(5) JA域的なネットワークの促進、農産連携の推進のためのJA無料職業紹介所への専任職員の配置や、研修会の開催、研修への参加及び先進事例調査の実施等による職員のスキルアップの取組に要する経費</p> <p>需用費、旅費、謝金、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金 修繕費（空き家の改修に限る。）、備品購入費（空き家の改修に限る。） 給料等</p>	市町村 JA JA出資法人	市町村 JA JA出資法人等*1	2分の1以内  ただし、「空き家の改修」は3分の1以内 (上限100万円)

\*1：事業実施主体の「等」とは、JAや市町村等で構成する規約や会計規則等を有する協議会。  
\*2：事業実施主体が新たに雇用するサポーター隊の従事者に対する給料等。  
サポーター隊員に支払う日当及び農作業の委託料金の差額について、2分の1以内で補助する。

新